国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
ブルガリア	ﾚｳﾞ	258	177	97	97	26	40	40
ベラルーシ	ﾍﾞﾗﾙｰｼ･ﾙｰﾌﾞﾙ	348	239	130	130	35	54	54
ベルギー	ﾕｰﾛ	132	91	50	50	13	21	21
ポーランド	ｽﾞﾛﾃｨ	593	407	222	222	59	93	93
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ｺﾝｳﾞｪﾙﾃｨﾋﾞﾙﾅ･ﾏﾙｶ	258	177	97	97	26	40	40
ポルトガル	ﾕｰﾛ	132	91	50	50	13	21	21
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	ﾃﾞﾅﾙ	8,120	5,580	3,050	3,050	810	1,270	1,270
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ･ﾚｲ	2,568	1,766	963	963	257	401	401
ラトビア	ﾕｰﾛ	132	91	50	50	13	21	21
リトアニア	ﾕｰﾛ	132	91	50	50	13	21	21
ルーマニア	ﾚｲ	640	440	240	240	65	100	100
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	132	91	50	50	13	21	21
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	10,390	7,140	3,900	3,900	1,040	1,620	1,620